

令和8年度 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

朝霞市教育委員会

朝霞市では、特別支援学級に通う子どもの保護者に学用品費等の援助を行っています。援助を希望する場合もしない場合も、**後日配付される**特別支援教育就学奨励費に係る「**収入額・需要額調書**」へ記入の上、提出をお願いいたします。

支給される費用に関しては、下表を参照してください。なお、下表の項目のうち、**昨年度までは購入した物品等の領収書等を提出していただいておりますが、今年度より学用品費・通学用品購入費、新入学学用品費につきましては領収書等の提出は不要とし、各学期開始後に一律支給いたします。オンライン学習通信費につきましては使用状況に応じて各学期開始後に一律支給いたします。**

修学旅行費、林間学校費、校外活動費は行事实施後に支給いたします。

また、給食費の負担軽減により今年度より小学校の給食費は支給対象外となります。

通学定期券を購入される場合も、領収書もしくは定期券のコピー等の保管をお願いいたします。

詳しくは、朝霞市教育委員会・教育管理課までお問い合わせください。

支給額一覧 ※世帯の前年所得により支給できない場合があります。

また、就学援助等を受給されている方は、一部を除き特別支援教育就学奨励費の対象となりません。

区 分		限 度 額		支 給 額	
		小学校	中学校	I・II	III
①	給 食 費	—	給食費実費の1/2	給食費実費の1/2	—
②	通 学 費	実 費		実 費	実費額の1/2
③	交 流 学 習 交 通 費	実 費			
④	修 学 旅 行 費 ※おやつ代、班別行動中の 食事代は対象外	10,790円	28,860円		
⑤	校外活動等参加費(宿泊あり) ※おやつ代は対象外	1,845円	3,105円	補助対象費の1/2と 限度額の少ないほうの額	—
⑥	校外活動等参加費(宿泊なし)	800円	1,155円		—
⑦	学用品・通学用品購入費	5,820円	11,370円		限度額に対し各学期 開始後に支給 ※オンライン学習通信費に関 しては区分Iのみが対 象となります。
⑧	新入学児童生徒学用品・通学 用品購入費	28,530円	31,500円	—	
⑨	オンライン学習通信費※	7,000 円		—	
⑩	体育実技用具費(柔道着) ※生徒一人につき、 一回の購入のみ	—	3,825円	補助対象費の1/2と 限度額の少ないほうの額	—

※通級児童生徒については、上記のうち通学費のみの支給となります。

※「生活保護」「就学援助」を受給されている方は、上記のうち通学費のみの支給となります。

(裏面もご覧ください)

特別支援教育就学奨励費は、世帯の収入額と生活保護法による保護の基準により測定した需要額で支弁区分を決定し、その区分によって補助限度額や補助対象額が異なります。区分は年度ごとに決定します。

支弁区分

※上記の算定方法により支弁区分が決定し、区分に応じて特別支援教育就学奨励費が支給されます。

収入額／需要額 < 1.5	I 段階	…上記支給区分の費用について該当するものが支給される ※1 オンライン学習通信費は I 段階のみ支給対象
1.5 ≤ 収入額／需要額 < 2.5	II 段階	
2.5 ≤ 収入額／需要額	III 段階	

例 父40歳、母37歳、児童本人7歳、妹5歳（令和6年の12月31日現在の場合）
朝霞市在住の世帯（需要額201,665円（月額））※1

① 年間所得 370万円 所得控除 612千円※2	収入額 257,333円(月額) 収入額／需要額 = 1.27… I
② 年間所得 570万円 所得控除 859千円	収入額 403,416円(月額) 収入額／需要額 = 2.00… II
① 年間所得 770万円 所得控除 898千円	収入額 566,833円(月額) 収入額／需要額 = 2.81… III

※1 上記の例は、需要額を201,665円で計算しております。需要額は世帯員の人数、年齢等で異なります。

※2 所得控除…社会保険料、生命保険料など

【お問い合わせ】

朝霞市教育委員会 教育管理課
電話：048-463-0793（直通）